



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和5年2月22日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例について	8
議第 3 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1 8
議第 4 号	美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 5 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	2 2
議第 6 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	2 3
議第 7 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 4
議第 8 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 6
議第 9 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3 0

〔議第 1 号〕

美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例について

【議案書：1 頁】

◎ 制定の概要

○ 法令制定情報

公布された法令	令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）」第 5 1 条により、「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」が一部改正されたことによるもの
法律施行日	令和 5 年 4 月 1 日

◎ 法律制定の趣旨

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、「個人情報の保護に関する法律」が一部改正（以下「改正法」という。）されました。

従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者での個人情報の取扱いについては、各機関を対象として制定された法や条例等により保護等が行われてきましたが、令和 5 年 4 月 1 日から、改正法に基づく全国統一的な運用が行われることとなります。

また、全国統一的な運用を行っていくために、内閣府外局の行政委員会である個人情報保護委員会が一元的な解釈権限を持つこととなります。

◎ 条例の概要

令和 5 年 4 月 1 日から本市においても改正法が適用されることから、現行の「美濃加茂市個人情報保護条例」は同日付けで廃止とし、改正法を根拠とした「美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）」を制定し、運用することとなります。

新条例では改正法による共通のルールに基づき、次のとおり「①条例で定める必要がある事項」と「②条例で定めることができる事項」などを規定するものです。

① 条例で定める必要がある事項

- ・ 開示請求の手数料（改正法第 8 9 条第 2 項）

② 条例で定めることができる事項

- ・ 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表に関する事項（改正法第 7 5 条第 5 項）

- ・保有個人情報開示請求に係る不開示情報の追加等（改正法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続に関する事項（改正法第108条）
- ・審議会その他の合議制の機関への諮問等（改正法第129条）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1条）

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ 旧条例の廃止（第2条）

美濃加茂市個人情報保護条例を廃止します。

○ 経過措置（第3条及び第4条）

個人情報の取扱いについて、現行の条例から新条例に代わることに伴い、移行に必要な経過措置を定めます。

条 項	内 容	ページ
第1条(趣旨)	<p>〔概 要〕 条例制定の趣旨を規定します。</p> <p>〔内 容〕 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、法で委任された事項等を定めるものです。</p>	1
第2条(定義)	<p>〔概 要〕 この条例において使用する用語を定義します。</p> <p>〔内 容〕 (1) この条例における「実施機関」を市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び財産区と規定します。 (2) この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例によります。</p>	1
第3条（法第75条第5項の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿）	<p>〔概 要〕 個人情報ファイル簿とは、別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表に関する事項について定めるものです。</p> <p>〔内 容〕 実施機関は、個人情報ファイル簿の作成等の適用除外となった、1,000人未満の個人情報ファイルについて、帳簿を作</p>	1

	成し、公表することを規定するものです。ただし、個人が特定される場合は作成し、公表しないこととします。	
第4条（不開示情報としない情報）	<p>〔概要〕</p> <p>保有個人情報開示請求に係る不開示としない情報を追加するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号。以下「情報公開条例」という。）との整合性を確保するため、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報を不開示としない情報として規定します。</p>	1
第5条（開示請求に係る手数料）	<p>〔概要〕</p> <p>開示請求に係る手数料等を規定します。</p> <p>美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号。「以下「旧条例」という。）第22条において、手数料の額は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を実費徴収するとしています。また、情報公開条例においても同様の規定を設けています。引き続き、市民サービスの維持を図るとともに、情報公開条例との整合性を図るため、次のように規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 開示請求の手数料の額は、無料とします。</p> <p>(2) 個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とします。</p>	1
第6条（開示決定等の期限）	<p>〔概要〕</p> <p>開示決定等の期限について規定します。</p> <p>法では開示決定等に係る期限について、「開示請求があった日から30日以内」と規定していますが、旧条例と同等の市民サービスの維持や情報公開条例との整合性を図る観点から、開示決定等の期限を「15日以内」と規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければならない。ただし、開示請求書に形式上の不備があり、補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しないこととします。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、実施機関は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)の期間を30日に限り延長することができます。この場合において実施機関は開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなりません。</p>	2

<p>第7条（開示決定等の期限の特例）</p>	<p>〔概 要〕 開示決定等の期限の特例について規定します。 法では開示決定等に係る期限の特例について、「開示請求があった日から60日以内」と規定されていますが、本市では、前条において開示決定等の期限について、原則「15日以内」とし、「30日以内」の延長を認めていることから、期限の特例については、「45日以内」とすることとします。</p> <p>〔内 容〕 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であり、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うこととします。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知します。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限</p>	<p>2</p>
<p>第8条（審査会への諮問）</p>	<p>〔概 要〕 個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、「美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問できる旨を規定します。</p> <p>〔内 容〕 実施機関は、次のいずれかに該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、「美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問することができます。</p> <p>(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第66条第1項に基づく安全管理措置の基準を定めようとする場合 (3) その他実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p>	<p>2</p>

第9条（市長の調整）	<p>〔概要〕</p> <p>旧条例では、市長は個人情報保護制度の運営に関し、他の実施機関と調整を図るものと規定されており、同様の規定を設けるものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市長は、法及びこの条例に基づく個人情報保護制度の運営に関し、他の実施機関と調整を図るものとします。</p>	2
第10条（運用状況の公表）	<p>〔概要〕</p> <p>旧条例による市の運用状況の公表については、情報公開の実施状況と合わせ一体的に運用しており、引き続き一体的な情報の公表を図るため、同様の規定を設けるものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>市長は、毎年度、法及びこの条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。</p>	2
第11条（委任）	<p>〔内容〕</p> <p>法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めま</p> <p>す。</p>	3
附則第1条（施行期日）	<p>〔概要〕</p> <p>条例の施行期日を規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>条例の施行期日 … 令和5年4月1日</p>	3
附則第2条（旧条例の廃止）	<p>〔概要〕</p> <p>この条例の施行に伴い、旧条例を廃止することを規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>美濃加茂市個人情報保護条例（旧条例）は、廃止します。</p>	3
附則第3条（経過措置）	<p>〔概要〕</p> <p>個人情報の取扱いに関する規定が旧条例からこの条例に代わることに伴い、制度の円滑な移行のための経過措置を定めます。</p> <p>〔内容〕</p> <p>【第1項】</p> <p>次に掲げる者に係る業務に関して知り得た個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例によります。</p> <p>(1) 前条の施行の際現に実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の施行前において旧実施</p>	3

機関の職員であった者のうち、前条の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者

【第2項】

前条の施行の日前に請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去及び利用停止については、なお従前の例によります。

【第3項】

前条の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等、消去決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例によります。

【第4項】

次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(1) 前条の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

【第5項】

前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

【第6項】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反

	<p>行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑が科せられます。</p> <p>【第7項】</p> <p>前3項の規定は、市の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用します。</p>	
<p>附則第4条 (経過措置)</p>	<p>旧条例の規定がその効力を失う前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第2条の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。</p>	4

〔議第 2 号〕

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例について

【議案書：5 頁】

◎ 制定の概要

○ 法令制定情報

公布された法令	令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）」第 5 1 条により、「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」が一部改正されたことによるもの
法律施行日	令和 5 年 4 月 1 日

◎ 法律制定の趣旨

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、「個人情報の保護に関する法律」が一部改正（以下「改正法」という。）されました。

従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者での個人情報の取扱いについては、各機関を対象として制定された法や条例等により保護等が行われてきましたが、令和 5 年 4 月 1 日から、改正法に基づく全国統一的な運用が行われることとなります。

また、全国統一的な運用を行っていくために、内閣府外局の行政委員会である個人情報保護委員会が一元的な解釈権限を持つこととなります。

◎ 条例の概要

改正法及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法律施行条例」という。）の制定を踏まえ、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるため、この条例を制定するものです。

なお、審査会については、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）に基づきこれまでも設置していましたが、改正法及び法律施行条例の施行に際し、審査会の組織及び調査審議の手続きを明確にするため、この条例を制定することとしました。

【美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会】

(1) 所掌事務

ア 美濃加茂市情報公開条例で定める審査請求について調査審議すること。

- イ 情報公開制度の運用と改善に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べること。
 - ウ 個人情報の保護に関する法律で定める審査請求について調査審議すること。
 - エ 法律施行条例第8条の規定による事項について調査審議すること。
 - オ 美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会個人情報保護条例」という。）で定める審査請求について調査審議すること。
 - カ 議会個人情報保護条例第50条の規定による事項について調査審議すること。
 - キ 特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、実施機関に意見を述べること。
- (2) 委員の構成 優れた識見を有する者
 - (3) 委員の定数 5人以内
 - (4) 委員の任期 2年

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）
この条例は、令和5年4月1日から施行します。
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2項）
- 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正（第3項）
- 経過措置（第4項から第6項まで）
条例の施行に伴い必要な経過措置を定めます。

条 項	内 容	ページ
第1条(趣旨)	<p>[概 要]</p> <p>本条例の趣旨について定めたものです。</p> <p>[内 容]</p> <p>この条例が、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会の設置並びにその組織及び運営についての基本的事項について定めたものであることを規定しています。</p>	5
第2条(設置)	<p>[概 要]</p> <p>美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することを規定します。</p> <p>[内 容]</p>	5

	<p>情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項による市長の附属機関として審査会を置くものです。</p>	
第3条(定義)	<p>[概要] この条例において使用する用語を定義します。</p> <p>[内容] (1) 諮問庁 次に掲げるものと規定します。 ア 美濃加茂市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)で定める審査請求について審査会に諮問した実施機関 イ 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)で定める審査請求について審査会に諮問をした実施機関 ウ 美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例(以下「議会個人情報保護条例」という。)で定める審査請求について審査会に諮問した議長 (2) 公文書 情報公開条例第9条第1項に規定する公開決定等に係る公文書をいいます。 (3) 保有個人情報 次に掲げるものと規定します。 ア 個人情報保護法で定める開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 イ 議会個人情報保護条例で定める開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報</p>	5
第4条(所掌事務)	<p>[概要] 審査会の所掌事務について規定するものです。審査会は、市長の附属機関として設置されるものですが、市長以外の実施機関からの諮問及び意見の求めに対しても調査審議を行うものです。</p> <p>[内容] 審査会の所掌事務は、次のとおりとします。 (1) 情報公開条例第13条第1項に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求について調査審議すること。 (2) 情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べること。 (3) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、利</p>	6

	<p>用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について調査審議すること。</p> <p>(4) 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）第8条の規定により、次のいずれかに該当する場合に調査審議すること。</p> <p>ア 個人情報保護法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>イ 個人情報保護法第66条第1項に基づく安全管理措置の基準を定めようとする場合</p> <p>ウ その他実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>(5) 議会個人情報保護条例第45条に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について調査審議すること。</p> <p>(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定により、次のいずれかに該当する場合に調査審議すること。</p> <p>ア 議会個人情報保護条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>イ 個人情報保護法第66条第1項に基づく安全管理措置の基準を定めようとする場合</p> <p>ウ その他議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>(7) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、実施機関に意見を述べること。</p>	
第5条(組織)	<p>〔概要〕</p> <p>審査会の組織について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>審査会は、委員5人以内をもって組織します。</p>	6
第6条(委員)	<p>〔概要〕</p> <p>審査会委員の任命、任期、職務上の義務等について次のとおり規定します。なお、審査会の委員については、附属機関の非常勤職員で特別職の公務員であります。地方公務員法上の守秘義務を負っていないため、守秘義務について明文化したものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命します。</p> <p>(2) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p>	6

	<p>(3) 委員の再任は妨げないものとします。</p> <p>(4) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとします。</p> <p>(5) 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>(6) 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とします。</p> <p>(7) 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p>	
第7条(会長)	<p>〔概要〕</p> <p>審査会は、合議制機関ですが、会務を総理し、審査会を代表する会長を定めておく必要があり、次のとおり規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>(2) 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>(3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。</p>	7
第8条(会議)	<p>〔概要〕</p> <p>審査会の会議について次のとおり規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 審査会は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(3) 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(4) 審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。</p>	7
第9条(審査会の調査権限)	<p>〔概要〕</p> <p>実施機関又は議長から諮問された案件についての審査会の調査権限について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 審査会が所持者に文書の提出をさせ、非公開で審理を行う、いわゆるインカメラ審理の手続を定めたものです。</p> <p>審査会が当該公文書又は保有個人情報の内容を見分する</p>	7

	<p>ことができることとした目的は、実施機関又は議長が行った不開示又は部分開示決定について、当該決定に係る実施機関又は議長の判断の適法妥当性又は部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするためです。</p> <p>(2) 諮問庁は、審査会から求めのあった公文書又は保有個人情報について必ず提示しなければならないとしたものです。</p> <p>(3) 審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、非開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために、請求拒否の決定があった公文書又はその部分と請求拒否の理由とを一定の方式で分類・整理した資料を諮問庁に作成させ、諮問に係る処分意見の説明を聴くことが有効かつ適切であるため、この規定を置くものです。</p> <p>(4) (1)及び(3)に定めるもののほか、事件に関し迅速かつ適正な判断をするため、審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁に意見書又は必要な資料の提出を求めること、その他の関係人に陳述させること、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる旨を定めたものです。</p>	
<p>第10条（意見の陳述）</p>	<p>〔概要〕</p> <p>本条は、審査請求人等が審査会において、口頭による意見陳述の機会の付与について定めたものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 審査請求人等から口頭による意見陳述の申立てがあったときは、審査会は原則としてこれに応じることとしたものです。</p> <p>意見書・資料の提出に加えて、審査請求人等に意見陳述権が認められるのは、これにより審査会に適正な判断を行うための資料が十分集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な弁明・反論の機会を与えるためのものです。</p> <p>ただし、審査請求人等の意見を全面的に認める場合や同一の公文書又は個人情報の開示・不開示等の先例が確立しているときなどは、改めて審査請求人等から意見を聴く必要性が認められないため、申立てに応じないことができる旨を規定しました。</p>	<p>7</p>

	<p>(2) (1)の場合においては、審査会の許可を下に、口頭による意見陳述の際の補佐人の出席を認めるものです。なお、補佐人とは、専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいいます。</p>	
第11条（意見書等の提出）	<p>〔概要〕 本条は、審査請求人等が意見等の提出権を有する旨を定めるとともに、その提出について一定の制限を課すことを定めたものです。</p> <p>〔内容〕 (1) 意見書又は資料の提出は、審査会に適正な判断を行うための資料が十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な弁明・反論の機会を与えるために定めるものです。 (2) 意見書又は資料の合理的な利用を確保するために、審査会は、提出につき「相当の期間」を設定することが認められ、この場合には、審査請求人等はこの期間内に提出しなければなりません。</p>	8
第12条（委員による調査手続）	<p>〔概要〕 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を見分けることができることを定めるものです。</p> <p>〔内容〕 審査会委員が当該公文書又は保有個人情報の内容を見分けることができることとした目的は、不開示又は部分開示決定に係る実施機関又は議長の判断の適法妥当性又は部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするためです。</p>	8
第13条（提出資料の写しの送付等）	<p>〔概要〕 本条は、審査会に提出された意見書又は資料の内容がわからなければ、審査請求人等が適切な反論等を行うことができないため、審査請求人等から提出された意見書又は資料の送付や閲覧を求めることができることを定めたものです。</p> <p>〔内容〕 (1) 審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものします。ただし、提出された意見書又は資料に第三者のプライバシーを侵害するおそれがある情報が含まれる場合などには、送</p>	8

	<p>付しないこととします。</p> <p>(2) 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができます。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき等でなければ、審査会は閲覧を拒むことができません。</p> <p>(3) 提出した意見書又は資料の送付又は閲覧によりその権利や利益を害されうる一定の第三者（提出人）を保護する手続を定めたもので、提出人の意見を聴くことを定めたものです。また、「審査会が、その必要がないと認めるとき」とは、提出された意見書又は資料に第三者の情報が含まれていない場合等が考えられます。</p> <p>(4) 審査会は、(2)により意見書又は資料を閲覧に供するときは、調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができます。</p>	
第14条（審査請求に係る調査審議手続の非公開）	<p>〔概要〕 審査請求に係る調査審議手続の非公開等について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 実施機関又は議長からの諮問に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続は、実施機関又は議長の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の処理の適否について、公文書や保有個人情報を直接見分しながら、又は審査請求人等が口頭で述べた意見をもとに判断を行う場合もあるなど、秘密性のある公文書や保有個人情報を取り扱う審査会の性格を考え、調査審議の手続については、非公開とします。</p> <p>(2) 審査会の行う審査請求以外の調査審議の手続は、原則公開します。</p>	8
第15条（答申書の送付等）	<p>〔概要〕 本条は、審査会の答申書の写しの送付及び公表について定めたものです。</p> <p>〔内容〕 審査会は、審査請求人及び参加人に対しては、答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表することとします。なお、「答申の内容」としたのは、答申の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等、公表することが不適当なものが含まれるためです。</p>	8

第16条(委任)	〔内 容〕 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。	9
第17条(罰則)	〔概 要〕 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものです。 〔内 容〕 審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定する守秘義務規定は適用されません。このため、第6条第6項で委員の守秘義務を規定していますが、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものです。	9
附則第1項(施行期日)	〔概 要〕 条例の施行期日を規定します。 〔内 容〕 条例の施行期日 … 令和5年4月1日	9
附則第2項(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	〔概 要〕 この条例の施行に伴い、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正することを規定します。 〔内 容〕 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会について、別表(第2条、第5条関係)中の根拠となる法律、条例等を改めるものです。	9
附則第3項(美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正)	〔概 要〕 この条例の施行に伴い、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例を一部改正することを規定します。 〔内 容〕 別表(第1条―第4条関係)から美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会を削るものです。	10
附則第4項から第6項まで(経過措置)	〔概 要〕 この条例を制定することに伴い、制度の円滑な移行のための経過措置を定めます。 〔内 容〕 【第4項】 この条例の施行の際現に改正前の美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(以下「旧条例」という。)別表に規定する美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施	11

	<p>行日」という。)に、この条例の規定による委員の任命を受けたものとみなします。</p> <p>この場合の任期は、施行日から2年とします。</p> <p>【第5項】</p> <p>この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によります。</p> <p>【第6項】</p> <p>施行日前に旧審査会にされた諮問について、施行日において審査会に諮問されたものとみなし、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、審査会により行われたものとみなすものです。</p>	
--	--	--

〔議第 3 号〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

【議案書：13頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 4 月 1 日

◎ 改正の主な内容

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第 51 条により、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」が一部改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整理を行うものです。

第 1 条 美濃加茂市情報公開条例の一部改正

○ 定義（第 2 条関係）

この条例における「実施機関」に財産区を加えるほか所要の補正をするものです。

○ 公文書の公開義務（第 6 条関係）

個人識別符号を定義する法令について「美濃加茂市個人情報保護条例第 2 条第 3 号」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項」に改めるものです。

○ 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会における調査審議等の手続等（第 12 条から第 15 条まで）

(1) 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、審査員による審理手続に関する規定の適用除外とします。（第 12 条関係）

(2) 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当するときを除き、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。また、諮問は弁明書の写しを添

えてしなければなりません。（第13条関係）

ア 審査請求が不適法であり、却下するとき

イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人、公開請求者、当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者に対し、諮問した旨を通知しなければなりません。（第14条関係）

(4) 第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定等に対する審査請求について、次のいずれかに該当する裁決をする場合には、審査請求の裁決の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければなりません。また、当該第三者に対して、公開の裁決をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければなりません。（第15条関係）

ア 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行う場合

イ 審査請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行う場合

第2条 美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正

○ 個人情報等の管理（第8条関係）

個人情報の適切な管理に関し、その趣旨となる法令について「美濃加茂市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

第3条 美濃加茂市債権管理条例の一部改正

○ 庁内の情報共有（第8条関係）

実施機関を定義する法令について「美濃加茂市個人情報保護条例第2条第1号」を「美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項」に改めるものです。

第4条 美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正

○ 市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い（第14条関係）

防犯カメラの画像データの取扱いを規定する法令について、「美濃加茂市

個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

令和5年度から始まる定年引上げにより職員数の減少が抑制されますが、安定した組織の維持のためには新規職員の採用も継続して行う必要があります。それに伴い職員数の増加が見込まれるため、職員の定数を増やすものです。

◎ 改正の主な内容

職員定数を増やし、総数を389人から410人とします。
定数外とする職員を明確にします。

○ 職員定数の改正（第1条及び第2条関係）

- ・ 市長の事務部局の職員数「339人」を「360人」に、合計「389人」を「410人」に改めます。
- ・ 第2条第2項を追加し、定数外とする職員を明記します。それに伴い、第1条の「臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。」を削ります。
- ・ 復職等により過員が生じたときの対応を追記します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ 美濃加茂市福祉事務所設置条例の一部改正（第2項）

引用する条項を第2条第2号から第2条第1項第2号に改めます。

○ 美濃加茂市監査委員条例の一部改正（第3項）

引用する条項を第2条第4号から第2条第1項第4号に改めます。

〔議第5号〕

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：21頁】

◎ **改正の概要**

人事院規則の改正に準じ、休憩時間を柔軟に取得できるよう改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **休憩時間の取得の柔軟化（第6条関係）**

休憩時間を一斉に与えない場合について、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合及び職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合を追加します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

〔議第 6 号〕

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

【議案書：23頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 4 月 1 日
改正された法令	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
条例改正に影響する条	子ども・子育て支援法第 1 9 条及び第 7 7 条

○ 条例改正趣旨

こども家庭庁が令和 5 年 4 月 1 日に設置され、関係する法律が同日付で施行されることから、所要の改正を行うものです。

第 1 条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正

○ こども家庭庁設置に伴う改正（別表第 1 関係）

引用する条項を第 7 7 条第 1 項各号から第 7 2 条第 1 項各号に改めます。

第 2 条 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正

○ こども家庭庁設置に伴う改正（第 2 条関係）

引用する第 1 9 条が 1 項のみの条となることから、引用箇所の改正を行うものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 7 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：25頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号。以下「整備法」という。） ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 6 5 号。以下「改正府令」という。）
条例改正に影響する施行日	整備法 令和 5 年 4 月 1 日 改正府令 令和 4 年 1 2 月 1 6 日
改正された法令	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号） 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号。以下「基準府令」という。）
条例改正に影響する条	学校教育法 第 2 5 条 子ども・子育て支援法 第 1 9 条 基準府令 第 2 6 条

○ 条例改正趣旨

- ・ 整備法による改正
こども家庭庁が令和 5 年 4 月 1 日に設置され、関係する法律が同日付で施行されることから、所要の改正を行うものです。
- ・ 改正府令による改正
「懲戒権」が削除されたことから、児童福祉施設等の関連する規定を削除するものです。

◎ 改正の主な内容

- こども家庭庁設置に伴う改正（第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、第 1 4 条、第 1 6 条、第 2 1 条、第 3 6 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条、第 5 2 条及び第 5 3 条関連）

引用する条項を第 1 9 条第 1 項各号から第 1 9 条各号に、第 2 5 条から

第25条第1項に改めます。

○ **懲戒に係る権限の濫用禁止の削除（第27条関連）**

民法（明治29年法律第89号）第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い、関連する条文を削除するものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、第27条の改正は、公布の日から施行します。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について

【議案書：38頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「安全確保計画策定等省令」という。） ○民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号。以下「民法改正省令」という。） ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号。以下「園バス省令」という。）
条例改正に影響する施行日	安全確保計画策定等省令、園バス省令・・・令和5年4月1日 民法改正省令・・・令和4年12月16日
改正された法令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）
条例改正に影響する条	家庭的保育事業等基準省令 第7条の2、第7条の3、第10条、第13条及び第14条 放課後児童健全育成事業基準省令 第6条の2、第6条の3、第12条の2及び第13条

○ 条例改正趣旨

家庭的保育事業等基準省令及び放課後児童健全育成事業基準省令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。

①安全確保計画策定等省令による改正

- ・安全計画策定の義務化

- ・インクルーシブ保育（子どもの障がいの有無などの違いにかかわらず受け入れる保育）を可能とするための設備・人員基準の緩和
- ・業務継続計画策定の努力義務化
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

②民法改正省令による改正

- ・民法改正により「懲戒権」が削除されたことから、関連する規定の削除

③園バス省令による改正

- ・令和4年9月に発生した園バス事故を踏まえ、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務付ける規定を新設

◎ 改正の主な内容

- 安全計画の策定の義務化（美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第8条の2、美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「放課後児童健全育成事業基準条例」という。）第6条の2関係）

家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業について、「①安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければいけない。」とされました。

また、安全計画について「②職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。」こと、「③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。」こと、「④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。」こととされました。

※放課後児童健全育成事業について、安全計画の策定は、令和5年度末までは努力義務とします。

- 自動車を運行する場合の所在の確認の義務付け（家庭的保育事業等基準条例第8条の3、放課後児童健全育成事業基準条例第6条の3関係）

保育所、認定こども園等の園バスで発生した事故を踏まえ、家庭的事業者等が利用乳幼児の移動のために園バスを運行するときはブザー等の設置を、放課後児童健全育成事業者が利用者の移動のためにバスを運行するときは点呼等の方法によりその所在を確認することを、それぞれ義務づけるものです。

○ **インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員の緩和（家庭的保育事業等基準条例第11条関係）**

家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定を整備するものです。

○ **懲戒に係る権限の濫用禁止の削除（家庭的保育事業等基準条例第14条関係）**

民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の規定が令和4年12月16日から施行され、民法（明治29年法律第89号）第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い、関連する家庭的保育事業等条例の条文を削除するものです。

○ **業務継続計画の策定等（放課後児童健全育成事業基準条例第12条の2関係）**

放課後児童健全育成事業について、「①業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」「②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。」「③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。」ことが、努力義務化されました。

○ **衛生管理等の明確化（家庭的保育事業等基準条例第15条、放課後児童健全育成事業基準条例第13条関係）**

新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、衛生管理等について明確にするものです。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、家庭的保育事業等基準条例第14条の改正は、公布の日から施行します。

○ **経過措置（第2項及び第3項）**

家庭的保育事業等の自動車の運行について、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること等につき困難な事情がある

場合は、令和5年度末まで備えないことができるものとします。

放課後児童健全育成事業について、安全計画の策定は、令和5年度末まで努力義務とします。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 2 3 号） 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 2 4 号） 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 3 0 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 4 月 1 日
改正された法令	国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）
条例改正に影響する条	第 5 条、第 2 0 条の 1 2、第 3 2 条及び第 3 7 条の 2

○ 条例改正趣旨

出産育児一時金が引き上げられることに伴い、必要な条例改正を行うものです。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 2 4 号）が令和 5 年 2 月 1 日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額、軽減判定所得基準が引き上げられたことに伴い、必要な条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 出産育児一時金の増額（第 5 条関係）

出産した被保険者に対する出産育児一時金の金額を 4 0 万 8 千円から 4 8 万 8 千円に引き上げます。産科医療補償制度の掛金 1 万 2 千円と合わせて、5 0 万円の支給となります。

○ 賦課限度額の引上げ（第 2 0 条の 1 2 及び第 3 2 条関係）

国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の 2 0 万円から 2 2 万円に引き上げます

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担増加を抑えることとなります。

○ **軽減判定所得基準（第32条関係）**

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることになります。

○ **特例対象被保険者等に係る届出（第37条の2関係）**

会社都合等による離職により国民健康保険へ加入した被保険者に対して、非自発的失業者に対する保険料軽減申請において、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険受給資格通知の提示により申請を行うことができるようになります。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ **経過措置（第2項及び第3項）**

- ・ 令和5年4月1日前に出産した被保険者に係る美濃加茂市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、従前の例によるものとします。
- ・ 令和5年度以降の保険料から適用し、令和4年度までの保険料は、従前の例によるものとします。